

第52回宮城県産業振興審議会

日 時 令和5年9月7日（木）
午前10時30分から正午まで
場 所 宮城県自治会館205・206会議室

第52回宮城県産業振興審議会 議事録

1 開会

■富県宮城推進室 太田副参事

ただいまから第52回宮城県産業振興審議会を開会いたします。本日は委員委嘱後、初の審議会となりますが、委嘱状の交付につきましては、事前に送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

2 あいさつ

■富県宮城推進室 太田副参事

開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部長の梶村より御挨拶を申し上げます。

■経済商工観光部 梶村部長

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、宮城県産業振興審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、この度、第12期となります本審議会委員をお引き受けいただきましたことにつきましても、心より感謝申し上げます。

さて、第11期から継続して委員に御就任いただいております皆様にとっては引き続きとなりますが、今期から新たに4名の方々に審議会委員に御就任いただきました。任期は令和7年7月28日までの2年間となっておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、県内の経済については、アフターコロナとなり、ようやく経済に明るい兆しが見えてまいりましたが、世界的な原油価格・物価高騰が続いていることから、早期に経済を立て直していくためには、産学官が一体となって目指すべき将来像を検討していく必要がございます。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見・御提案を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

■富県宮城推進室 太田副参事

それでは議事に入る前に定足数について御報告いたします。

本審議会の定足数は半数以上となっておりますが、本日は委員20名に対し19名の御出席をいただいておりますので、産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に会議の公開についてでございます。本審議会は平成12年度の第1回の会議において公開すると決定しておりますので、今回も公開として進めさせていただきます。

それでは審議に移ります。会長が選出されるまでの間、梶村部長に仮の議長をお願いして議事を進めさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは梶村部長よろしくお願いいいたします。

3 議事

（１）会長及び副会長の選出について

■経済商工観光部 梶村部長

それでは会長が選出されるまでの間、仮の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

まず、議事（１）「会長及び副会長の選出について」でございますが、会長と副会長は委員の互選で定めることになっております。どなたか御推薦がございましたらお願いいいたします。

御推薦がないようですので、事務局案があれば提案をお願いします。

■富県宮城推進室 平塚室長

富県宮城推進室の平塚でございます。事務局からは会長に内田委員、副会長に滝澤委員を御推薦したいと考えております。

■経済商工観光部 梶村部長

ただ今、事務局から会長に内田委員、副会長に滝澤委員の推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは会長を内田委員、副会長を滝澤委員にお願いいいたします。ここで仮議長の役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

■富県宮城推進室 太田副参事

内田会長、滝澤副会長、中央の席に御移動をお願いします。

ここで、内田会長と滝澤副会長から一言御挨拶を頂戴したいと思います。はじめに内田会長、よろしくお願いいいたします。

■内田会長

どうも内田でございます。よろしくお願いいいたします。この審議会というのは、本当に県のために重要な会議だと思っておりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいいたします。

これまでも委員の方々から、大変有意義な意見をたくさん出していただきました。それをもとに県の部長、課長、職員の方々、本当に素晴らしい計画を作ってくださいまして、一つ一つ、これまでも進化して参りましたので、どうぞ今後も、引き続きよろしくお願いいいたします。

■富県宮城推進室 太田副参事

続きまして、滝澤副会長、よろしくお願ひいたします。

■滝澤副会長

滝澤でございます。前期に引き続きまして、内田会長をサポートする形で役目を果たしていきたく思っております。

これまでの3年間はコロナ禍ということで、いろいろな計画や方向性が、少しペンディングになっていた部分や見直しを要する部分がありましたが、これから策定していく次期計画では、新しい宮城県の方向性をこの場を通じて皆様と共に議論し、作り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

■富県宮城推進室 太田副参事

内田会長、滝澤副会長ありがとうございました。

ここからの議事進行は内田会長にお願ひしたいと存じます。

内田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 所属部会の決定及び部会長の選出について

■内田会長

分かりました。まず議事(2)「所属部会の決定及び部会長の選出」についてですが、事務局から説明をお願いします。

■富県宮城推進室 平塚室長

部会につきましては、農業、水産林業、商工業の各分野に関する審議を行う場として、産業振興審議会条例第6条第1項の規定により、農業部会、水産林業部会、商工業部会の3つの部会が設置されております。

各部会に所属する委員につきましては、同条例第6条第2項の規定により、会長が指名することとされております。

また部会長につきましても、同条例第6条第3項の規定により、部会委員の互選により決定することとされております。

つきましては、所属する部会の委員を内田会長からの指名していただきますようお願いしたいと思ひます。

■内田会長

それでは、所属部会の委員を指名させていただきます。名簿の配布をお願ひいたします。

(事務局から各委員へ名簿の配布)

記載のとおり指名させていただきますので、皆様よろしくお願ひいたします。

次に、部会長の選出ですが、所属部会委員の互選により、決定することとされております。どなたか御意見がございましたらお願いします。

委員の皆様から特に御意見がなければ、事務局から案を示していただきますでしょうか。

■富県宮城推進室 平塚室長

事務局案といたしましては、農業部会長に角田毅委員、水産林業部会長に木島明博委員、商工業会長に青木孝文委員にそれぞれお願いしたいと考えております。

■内田会長

ただ今、事務局からそれぞれの部会長の推薦がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、農業部会長を角田委員、水産林業部会長を木島委員、商工業会長を青木委員にお願いいたします。

4 その他

■内田会長

それでは、次第の4「その他」に移ります。

今回初めて委員に就任された方もいらっしゃいますので、本審議会において審議が予定されている各計画の概要の説明をお願いします。

初めに「みやぎ食と農の県民条例基本計画」について、農業政策室から説明お願いいたします。

■農業政策室 北奥室長

農業政策室の北奥です。よろしくご説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、この参考資料1を御覧ください。こちらで「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の概要について説明させていただきます。

初めに左上の序章にありますように、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」は「みやぎ食と農の県民条例」に掲げる目標の実現に向けた本県の食と農に関する総合的な計画として、「新・みやぎの将来ビジョン」や国の「新たな食料・農業・農村基本計画」も踏まえ、SDGsの観点も念頭に置きながら、令和3年から12年度までの10年間の計画として、第3期基本計画を策定しており、中間年での計画見直しを予定しております。

次に上段右側の第2章を御覧ください。第3期基本計画では、農業者だけでなく、食と農に関わる全ての人材が結びつき、豊かなみやぎの食と農の未来を共に創っていくことを目指していきたいという思いから、「共創力強化 ～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～」をキャッチフレーズに掲げております。

目指す将来の姿として、3つの将来像を掲げております。

1つ目の「食の将来像」は、東北の大消費地仙台を抱える強みを生かし、「食材王国みやぎ」を全国に浸透させ、時代のニーズに対応した「豊かなみやぎの食」をつくることとしております。

2つ目の「農業の将来像」は、全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候や立地条件を生かし、みやぎの農業を、地域経済を支える産業として発展させることとしております。

3つ目の「農村の将来像」として、都市と農村の距離が近く、美しい風土や地域資源が豊富にある強みを生かし、関係人口や移住希望者に選ばれる持続可能な農村をつくることとしております。また、第3期基本計画では3つの主要目標を掲げております。

主要目標として資料の中程に記載しておりますが、まず農業産出額については、平成30年の1,939億円から2,288億円と349億円増加させることにしており、特に園芸産出額については、平成30年の333億円から倍増となる670億円を目指しております。

直近実績である令和3年農業産出額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要低下による価格下落のほか、果樹の凍霜害等の影響により、1,755億円で、前年比92.3%となっております。

次に認定農業者数は、6,300世帯を維持することを目標に考えております。

直近実績である令和3年の認定農業者数は5,908経営体であり、前年比97.8%となっております。これは高齢化などにより計画更新をしない個別経営体が増えているためと考えております。その一方で震災後増えている農業法人経営体数の認定は増加傾向にあり、これからも法人の認定数を伸ばしていきたいと考えております。

農地面積については、令和元年程度、これについても維持していくという方向で考えており、直近実績である令和4年の農地面積は125,300haで、前年度並みの農地が維持・保全されてきております。

次に「第3章 将来像の実現に向けた施策の推進方向」を御覧ください。

3つの基本項目と13の施策を展開しております。

基本項目Ⅰでは、「時代のニーズに対応した県産食品の安定供給（豊かな食）」として、施策1から3に取り組んでおります。

この中で食と農への理解促進、地産地消の促進、県産食品の販売力強化、県民への安全、安心な食料の安定供給などを進めていきたいと考えております。

次に、基本項目Ⅱでは、「次代の人材育成と革新技術の活用による戦略的な農業の展開（儲ける農業）」を掲げ、施策4から9に取り組んでおります。

この中では、人材の確保や先進技術を活用した農業生産の効率化・高度化、そのほかにも園芸の推進、水田作物の推進、畜産の推進ということで、個別的な分野ごとの施策を図っております。

基本項目Ⅲでは、「ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築（活力ある農村）」

としており、施策10から13の4項目で取り組んでおります。

この中では関係人口の増加により、地域資源を活用した多様ななりわいの創出、持続可能な農業、農村づくりと強靱化による地域防災力の強化などを掲げ、取り組んでおります。

各施策の主な取組は、資料の裏面に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

資料は戻っていただきまして、第3期基本計画の実現に当たっては、農業者や農業者組織など農業に関連する主体だけではなく、消費者や消費食品関連事業者等、地域住民や関係人口など、それぞれの役割に応じた取組を主体的に実施するように位置付けております。

以上が第3期基本計画の概要になりますが、前段でも触れましたが、本計画は令和7年度を目途に必要なに応じて計画内容を見直すこととしており、今後、産業振興審議会において、御審議いただくことを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

■内田会長

初めに、対面で参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

それでは次に、「水産業の振興に関する基本的な計画」について、水産業振興課から説明をお願いします。

■水産業振興課 須藤水産林政部技術副参事兼総括課長補佐

水産業振興課の須藤と申します。座って説明させていただきます。

参考資料2を御覧いただきたいと思います。「みやぎ海と魚の県民条例基本計画」であります「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）の概要」について御説明いたします。

まず1枚目上段の第1章を御覧ください。こちらは本計画の策定趣旨と位置付けを示してございます。本計画は県民条例に掲げる基本理念の実現に向けて、本県水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図る目的で作成されており、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっております。

中段「第2章 本県水産業を巡る状況」といたしまして、「1 復興の進捗と引き続き取り組むべき課題」に本県水産業を巡る情勢の変化と対応策を示してございます。説明は省略させていただきますけれども、ここで整理しました現状と課題を踏まえ、下段の「第3章 本県水産業の目指すべき姿」を示しております。

多様な産業関係者との連携や新しい技術・価値観等の導入を進め、イノベーションを創出することで、経営環境の変化に柔軟に対応し、自然環境と調和した持続的産業として安定的に収益を上げ、地域が活性化することを望ましい水産業の成長産業化と定義いたしまして、これを踏まえ目指すべき姿を「環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立」としております。

次に資料の裏面を御覧ください。左上の第4章には目指すべき姿の実現に向けて、4つの基本方向と14の施策を取りまとめております。

基本方向1の漁業・養殖業の分野では、持続的で収益性が高く、創造的な漁業養殖生産体制の確立、基本方向2の流通・加工業分野では、社会、経済環境に変化に対応できる流通加工業の体制構築と水産物の販売力強化、基本方向3の漁村・漁港の分野では、将来にわたって持続する活力ある漁業地域と、それを支える人づくり、基本方向4の漁場・資源の分野では、海の豊かさを守り、支える資源管理と漁場水域環境保全の推進を掲げており、それぞれの基本方向に対応して施策1から施策14までを展開し、それぞれ具体的な取組を実施しております。

次に資料2枚目を御覧ください。

ここでは目指すべき姿の実現を加速する重点プロジェクトとしまして第5章に5つ設定してございます。

まず、「1 スマート水産業推進プロジェクト」では、ICTなど先端技術を水産業の現場に実装し、効率的かつ高い生産性を有する水産業を目指すものとなっております。

「2 水産物輸出促進プロジェクト」では、需要が拡大している海外市場に向けて、地域一体となった輸出体制の確立を目指すものとなっております。

「3 新しい漁村地域創出プロジェクト」では、将来にわたって持続する活力ある漁村地域の創出に向けて、関係者が連携して地域づくりや次世代リーダー育成など積極的な取組を展開するものとなっております。

「4 ブルーカーボン推進プロジェクト」では、藻場造成や海藻養殖を通じた環境保全を推進していくものとなっております。

最後に「5 試験研究推進プロジェクト」では、ただ今御説明しました4つのプロジェクトについて試験研究サイドから支援していくものとなっております。

資料右側の第6章を御覧ください。

ここには本計画を進めていく上での目標指標8つを示しております。

まず生産に係る指標として(1)漁業産出額と(2)漁業所得及び新規就業者数、流通・加工に係る指標として(3)水産加工品出荷額と(4)水産加工業付加価値額、消費に係る指標として(5)世帯1人当たりの年間魚介類等の購入額を設定しております。また、環境の指標として(6)産業と環境の調和に貢献する海藻養殖増産・藻場の造成及びCO₂削減効果と(7)長寿命化対策を実施した漁港施設の割合を設定しており、最後に水産業全体の総合的な指標として、(8)主要5漁港の水揚量及び額を設定しております。

裏面を見ていただきますと、この基本計画全体のイメージをイラストにまとめたものですので、後ほど御覧いただければと思います。

県といたしましてはこの基本計画のもと、多様な関係者との連携を進めながら、「環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立」に向けて取り組んで参りますので、委員の皆様の御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上が第Ⅲ期基本計画の概要となりますが、本計画は令和7年度を目途に内容を見直すこととしており、今後、産業振興審議会において御審議いただくことを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

■内田会長

初めに、対面で参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

的確にまとめられていますので、質問が出ないのでしょうか。それでは次にオンラインで参加されている皆様、御質問がありましたらお願いします。

■藤野委員

福島大学の藤野です。よろしいでしょうか。

この計画に直接関係するというわけではないですが、先日、福島第一原発の処理水が放出され、福島県の水産業については、かなり風評被害等があるのではないかとということが、さまざまなニュースになっているところです。

「海」という点でいうと、宮城県とつながっているわけですがけれども、例えばそのような風評被害の話ですとか、中国から電話ですとか何かそのようなことがあるかどうか分かっている範囲で教えていただけると、ありがたいなと思います。

■水産業振興課 須藤水産林政部技術副参事兼総括課長補佐

はい、マスコミ等でも報道されておりますけれども、宮城県から直接、中国への輸出は、震災以降止まっておりますが、本県においても、北海道等から中国等への輸出が滞った影響で、ホタテ等の国内の在庫が増大したことによりで、価格が下がっているという情報は、県にも届いております。

■藤野委員

ありがとうございます。

■内田会長

その他にありますでしょうか。

それでは、次に「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」について、林業振興課から説明をお願いします。

■林業振興課 菅原課長

林業振興課長の菅原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の概要について御説明させていただきます。座って御説明いたします。

お手元の参考資料3を御覧ください。

まず初めに、本計画は県議会の議員提案により可決、成立しました「みやぎ森と緑の県民条例」の基本計画であり、「新・宮城の将来ビジョン」の森林・林業分野の個別計画として位置付けられるものになっております。

1ページを御覧ください。初めに「1 ビジョン策定の経緯」になりますが、本ビジョンは前計画の実施点検の結果を踏まえ、東日本大震災の発生や森林に期待する社会的要請の拡大などの情勢の変化に対応し、本県の森林の整備・保全及び林業・木材産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で、平成30年に策定した計画であり、計画策定から5年目を迎えた昨年度に本産業振興審議会及び同水産林業部会で御審議をいただき、中間見直しを行っております。

下の青枠に記載された「中間見直しの概要」を御覧ください。昨年度に実施した中間見直しの作業では、まず<目標指標の達成状況の検証>として、策定時に設定した18項目の目標指標について中間時点での達成状況の検証を行っております。

検証の結果、18項目の目標指標のうち13項目で達成状況が80%を超えている状況にあり、全体として概ね目標どおりに進捗が図られていると評価しております。

なお、中間見直し時点での目標指標状況については、最終ページに記載しております。

これらの検証結果を踏まえ、<中間見直しの方向性>としては、理念、目指す姿、基本方向などの計画の基礎となる部分や全体の構成は、現行のとおりとし、ビジョン策定時以降の情勢の変化や、この間に進めてきた施策の成果・今後の課題等を踏まえて、<主な見直し内容>に記載しております。

「2 計画期間」については、平成30年度から令和9年度までの10年間としております。

2ページを御覧ください。「3 森林、林業・木材産業をめぐる情勢と本県の現状」では、森林の役割として地球規模での環境保全などに寄与するほか、森林、林業木材産業は様々なSDGsの達成に貢献している旨を記載しております。

なお、このページで右端に小さくNEWが付いている項目が昨年度の中間見直しで変更・追加した項目になります。

また、情勢の変化や本県の状況としては、森林資源が成熟し、利用可能な段階となっており、県産材の更なる活用と伐採後の再生林の推進が必要であることや、東日本大震災の津波で失われた海岸防災林について、植栽が完了したものの、防災機能が十分に発揮されるまで、今後も適切な維持管理が必要であることなどを記載しております。

次に、「4 森林、林業・木材産業の目指す姿」では、「木を使い・植え・育てる」循環の仕組みが定着し、旺盛な木材需要の下で県産材自給率が向上することにより、県内の森林、林業・木材産業が活力あふれる循環型産業として成長すること、また、森林の持つ多面的機能が発揮され、県民が安心して暮らせる宮城の実現を目指すこととし、併せて「5 森林・林業行政の理念」として、『森林環境の保全』、『低炭素社会の構築』、『地域経済の発展』が

共存し、均衡が取れた宮城の森林・林業」というものを掲げております。

3、4ページをお開きください。「6 政策推進の基本方向と12の取組」になりますが、目指す姿を実現するため、政策Ⅰ「林業・木材産業の一層の産業力強化」、政策Ⅱ「森林の持つ多面的機能のさらなる発揮」、政策Ⅲ「森林、林業・木材産業を支える地域や人材育成」、政策Ⅳ「東日本大震災からの復興と発展」の4つの政策推進の基本方向に沿って、12の取組を推進することとしております。

5、6ページをお開きください。「7 5つの重点プロジェクト」になりますが、基本計画の計画期間の中に、特に力を注いでいくべき取組として、重点プロジェクトを5つ設定しております。様々な主体と連携・協力しながら推進しており、中間見直し時点までの取組状況や今後の課題についても記載しております。

7ページをお開きください。「8 ビジョンの目標指標」になりますが、4つの政策の有効性や効果を検証するため、中間見直しにおいて、目標指標を2項目追加しており、当初の18項目と合わせて、計20項目の目標指標を設定しております。

「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」の概要につきましては、以上のとおりとなります。引き続き本計画の実現に向け、関係団体などと連携を図りながら、取組を進めてまいりますので、委員の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

■内田会長

初めに、対面で参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

森林については、昔は産業利用を中心に考えられておりましたが、今では森林は産業利用だけではなく、川の水をしっかりと抑えるための目的や、炭酸ガスのコントロール、栄養分を海に流して魚を成長させるなどの、様々な効果を持っているので、その内容をこの計画の中に的確に反映させていると思いますが、皆様何かありますでしょうか。

■佐藤（太）委員

南三陸町の佐藤です。大した質問ではないのですが、県では YouTube チャンネルを開設していますが、実際どのような人にどれくらい見られているのかを教えていただけないでしょうか。

■林業振興課 菅原課長

県では昨年度、県内の林業の現場で働いている方や、震災後に復興的で県内に移住され、その後、林業に従事された方などの生の声を YouTube に掲載し、一般の方や県外の方に林業の現場を見ていただく機会を設けております。

具体的な閲覧数の資料は手元にありませんが、その反響として、宮城県林業労働力確保支援センターに、個別に問合せをいただいております。実際に林業の生産現場で働いてみたいというような問合せが増えております。

ただ、まだ始めて一年も経っていないため、実際に就業された方の人数などの具体的な数値までは把握しておりませんが、非常に大きな効果があったのではないかと感じております。

■内田会長

その他にありますか。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。それでは次に「みやぎ観光戦略プラン」について観光政策課から説明をお願いします。

■観光政策課 千坂課長

観光政策課の千坂でございます。日頃から皆様には、御指導・御協力を頂戴しており、本当にありがとうございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。私からは、昨年度、産業振興審議会から御答申を頂戴いたしまして策定いたしました「第5期みやぎ観光戦略プラン」の概要について御説明させていただきます。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは参考資料4「第5期みやぎ観光戦略プラン【概要版】」、A3のカラーの資料を御覧ください。恐縮ですが、限られた時間となりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

はじめに左上の「基本的な考え方」を御覧ください。「(1) 計画策定の趣旨」につきましては、本プランはコロナ禍の昨年9月に策定したことから、長期化する感染症の影響からの回復やその後の成長につなげていくための取組の推進を目的としております。

続きまして、「(2) 計画の位置づけ」については、資料に記載のとおりとなっております。

「(3) 計画期間」については、令和4年10月から令和7年3月までの2年半としております。当初、この第5期プランについては令和3年度からの開始を予定しておりましたが、観光分野では、特にコロナの影響が大きく、先行きが不透明だったことから、この第5期プランの前の第4期プランの終期を令和3年3月から令和4年9月に延長し、現在のプランである第5期プランについては、令和4年10月からの開始としております。

次に中段を御覧ください。基本理念のところでございます。コロナからの「回復」とコロナ後の「成長」の2つの視点から、「ウィズコロナ・ポストコロナへの対応とともに、デジタル変革を進め、地域内外から選ばれる持続可能な観光地域づくり」といたしました。

次に左下の数値目標のところを御覧ください。

今回、令和6年の目標値としまして、①宿泊観光客数、②外国人観光客宿泊者数、③観光消費額の3つの項目について、回復目標と成長目標の2つを設定しております。

「回復目標」につきましては、感染症拡大前の令和元年水準の数値を設定しており、「成長目標」につきましては、令和元年の数値に対前年の伸び率を乗じた数値としております。

昨年の計画策定時におきましては、コロナの影響がどの程度残るのかが見えなかったの

で、2つの目標を設定した形になっておりますが、今年度に入りまして各種数値でコロナ前の数字にだいぶ近づいてきておりますので、我々としては「回復目標」というよりは「成長目標」の達成を今後目指して様々な施策を展開していきたいと考えております。

続きまして、統計値のところですが、令和5年6月に公表いたしました令和4年観光統計概要（速報値）が、直近のものとなっております。

宿泊観光客数は778万人泊とコロナ禍前の令和元年と比較しますと約79%の水準となっております。また、外国人観光客宿泊者数は6万人泊で、令和元年比11.2%、観光消費額は3,117億円で令和元年比78%となっております。

先ほど申し上げましたが、直近の状況で6月の外国人観光客宿泊者数については、令和元年比105.7%となるなど、インバウンドの方も着実に回復基調となっております。

次に右ページの中段の「本県観光の今後の目指すべき姿」を御覧ください。

本プランでは、4つの今後の目指すべき姿を設定いたしました。これらの方向性に基づき定めた戦略が裏面の方になりますが、資料の裏面の左側の方に記載しております本プランの基本理念などの実現に向けまして、5つの戦略プロジェクトを定め、コロナで落ち込んだ観光需要の回復を図る「回復戦略」とコロナ後を見据えた4つの「成長戦略」を踏まえ、各種施策を展開していくことにしております。

最後になりますが、その右側に「各圏域の施策の方向」というものを掲載してございます。こちらは県内7圏域の取組の方向性をまとめたものになります。

圏域ごとに開催いたしましたみやぎ観光振興会議圏域会議におきまして、市町村や観光関係者の皆様からの意見を踏まえまして、各圏域の特色ある観光資源を基に、今後の取組の方向性を記載したものとなっております。

「観光戦略プランの概要」の説明は以上となります。なお次期プランとなる第6期プランにつきましては来年度、産業振興審議会に諮問いたしまして、御審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

観光政策課からは以上になります。

■内田会長

初めに対面で参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

■水野委員

観光分野だけではなく、日本、宮城県の産業全てが大きな問題点を共通で持っています。それが労働力不足です。この労働力不足という問題に対して、現状の把握とそれに対する対策について検討し、どのように考えているかお聞きしたいと思うのですが。

■経済商工観光部 梶村部長

今、産業人材が、観光分野だけではなく、農林水産業、それからものづくり企業において、非常に深刻な状況になっております。ただし、そのような状況になった原因は様々あると考えています。

産業人材の雇用面での1つの事例として、県内の大学生がこれまで40%ぐらい卒業後も宮城県に残っていたのですが、ここ数年のコロナ禍の影響で、昨年度は34%、つまり3人に1人しか宮城県内の大学を卒業して宮城県に残らなかったということが分かりました。

これは本当に危機感を持たなければならないもので、県内のある程度名の通っている企業でも採用計画がかなり低調になっていることから、これはなんとかしなければいけないということで、産業人材の雇用面で、まず大学生を県内の特に中小企業を中心とした企業の皆様といかにマッチングさせるかということを検討しております。

来年度には、この審議会で、それを御紹介しながら、御意見いただきながら固めていきたいと思っておりますので、引き続き皆様からの御意見・御提言をお願いしたいと思います。

また、その際に私も気付いたことがあったのですが、これまでは宮城県内の親御さんが子供が県外に出るときのセーフティネットになっていたということをよく聞いているのですが、要は東京に行くのではなく、宮城県内の企業でいいのではないかと、近くにいてくれよという親御さんのセーフティネットなのですが、最近、特に去年なんかはもう超売り手市場であり、首都圏の企業から内定をもらっているため、親御さんの方が、逆にもう自分たちはここで何とかするから、東京とかで活躍してほしいということで、親御さんのセーフティネットがなくなってしまっています。それが3人に1人しか宮城県内に残らない現状だと考えております。このことは親御さんへ現状の御説明をしながら、労働力不足対策をとらなければいけないなと思っております。

■水野委員

現状で起きている問題として、例えばタクシーだとドライバー不足があります。運行している車がもう6割から7割で、もう10時になると、タクシーの営業は止めていて、タクシー会社に電話をしても出ないので救急車を呼ぶとかになっている。

東京でも配車アプリを利用してもタクシーが来ないという状況がある。これが2024年の運輸・輸送問題も重なって、これから更に人手不足になる。東京都では、タクシーの運転を韓国人や中国人が運転しているという実態がそこにある。

この問題は、全ての分野において、避けることができないと考えています。それはオートメーション化していくのか、どうやってしていくのかというの、この問題の中で見えてくると考えると、宮城県民のためになるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

■内田会長

そのほかにありませんか。

■佐藤（万）委員

カネサ藤原家の佐藤です。いつもお世話になっております。

今のその雇用の話に関連するかもしれないのですが、今の外国人の雇用というものが、深刻な問題になっております。

経済界でも、なんとかその人材を確保するための方法を考えようということで進めていますが、外国人から見て日本はもう選ばれない国になっている。特にベトナムとかからは、日本は選ばれない国になっているということです。

外国人の雇用について、国へ各県ごとに様々な要望を行っていますが、宮城県からはまだそのような要望が出されていないということで、宮城県は、外国人雇用に対する危機感が薄れているのではないかという声もありますが、その点について、どのようにお考えでしょうか。

■経済商工観光部 梶村部長

まさに来年度に外国人材の活用を大きく打ち出していかなければいけないと思っております。その手法として、知事の村井がインドネシアを訪問し、人材送り出しの覚書を結びました。昨年度はベトナムと覚書を結んでおります。

確かに他県と比べて遅れている面もありますが、これからは外国人材の活用について、逆に、宮城県が他県をリードするようにやっていくと、知事が先頭に立ってと言っておりますので、我々もそうなるよう着実に進めていきたいと考えていますので、よろしく願います。

■内田会長

そのほかにありませんか。

■笠間委員

株式会社コミュニナの笠間です。

今、外国人の雇用の話がありましたので、弊社の現状について、お話をさせていただきます。弊社の社員7人中2人が外国人ですし、6月に台湾人を採用しています。また、今年に入ってから2人ぐらいの台湾人を長期インターンシップで2か月ぐらいの受入れをしているということで、県内では積極的に大卒の高度人材を採用している会社だと思うのですが、問題になっているのが、台湾の大卒の方も、仙台の一般的な中小企業の賃金だと、台湾の賃金の方が実質的に高い状況もあって、正直、困惑しているという現状がある。

私は就職氷河期世代ですが、それですら、日本以外のアジアの国の賃金というのは安いってイメージがなんとなく付いていて、安い人材を入れようという風潮になっているのですが、既にアジアからの高度人材の受入れが始まっていて、これが数年で、更に加速するだろうと言われております。

要は、我々経営者が、賃金を上げなければいけないということで、我々自身も頑張らなければいけないのですが、賃金を上げるためには、収益が必要だと思うので、是非とも、この観光戦略プランもそうなのですけども、産業が発達して、売上が伸びることで、収益力が上がり、それで賃金を上げることによって、人が採用できるということを、我々自身が考えなければなりません、そういう現状がある事を共有できればと思います。

■経済商工観光部 梶村部長

先ほどの外国人材について、もう一つ、今年度予算でやっているものとして、大崎市に日本語学校を開設するという事業があり、令和7年4月に開学する予定です。その時に、この審議会で話が出ましたように、賃金面では欧米等と厳しい戦いをしている中で、日本語学校で宮城に来ていただいて、宮城の良さを分かっている、宮城がやっぱりいい所で、ここで働きたいという方を、県内企業と調整する役割も日本語学校にありますので、そのような方にとって、住みやすく働きやすい環境づくりにも努めていきたいと考えております。

■内田会長

そのほかにありませんか。

■水野委員

うちの会社には、カンボジアとミャンマーから来ている外国人技能実習生が25名ぐらい在籍しているのですが、実習期間が3年経過すると、特定技能になり、その人たちは自由にどこでも出て行けるようになります。そのほとんどが、宮城県から出て、東京の方面に行くことが多く、関東地区の漁業関係も、人手不足で大変なのですが、最近、技能実習生に「特定技能になったらどこに行くのか」と尋ねると、自動車産業と答える人が多い。

これは、自動車産業における人手不足も深刻で、政府の方で、その実習制度を見直そうという動きがあり、直接外国人を雇用できる制度にしたら良いのにということをひしひしと感じております。

今現在、宮城県の気仙沼や石巻には、先ほどお話ししていた方がいましたが、水産業だと誰も来ません。水野水産の水産をとらなければならないのではないかとこのほど、水産業従事者については、人手不足で困っています。気仙沼の漁船についても同様に、漁船の乗組員も確保できない状態が続いています。

このような状況で県がこの問題について、どのように考えているのか教えてほしい。

■経済商工観光部 梶村部長

インドネシアについては、今年度覚書を結んでおりますが、その際、インドネシアの労働省ではなく、日本でいうところの水産庁の方々にも、お話をすることがあったので、宮城県の現状を訴えましたところ、この人材教育について、インドネシア側でもいろいろ考えたい

という話がありましたので、来年度、更に人材の確保に向けて、覚書だけではなく、より具体的な人数等も含めて、インドネシア側に示していければと考えておりますので、もう少しお時間いただきたいと思っております。

■水野委員

世界中の景気が良くなっているので、アジア内で人材の奪い合いがもうはじまっており、インドネシアの船員さんが、今、日本に入ってくることはほとんどありません。

日本の給料が安いということ、加えて、労働環境として残業ができないということで、短期間でお金を稼いで帰りたい人たちにとっては、宮城県はあまり向いてないという評価を受けていると感じている。厳しい現状だということをも十分認識しております。

■内田会長

私からよろしいでしょうか。

本質的なことではありませんが、文章の表現について、参考資料4の1ページ目の右側の「本県観光の今後の目指すべき姿」という項目の中で、それぞれの文章が、最後に「積極的に発信しています。」や、「観光地域づくりにつながっています。」という表現になっています。

最初に「今後の目指すべき姿」と書いているにも関わらず、最後では「発信しています。」や、「つながっています。」では、既に「目指すべき姿」がもう出来上がっているように感じるのので、表現を変えて、例えば、「発信しています。」の場合には、「発信します。」や「発信していきます。」のように、将来に向けた表現の方が分かりやすいのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

■観光政策課 千坂課長

御指摘ありがとうございます。当方としても、将来像として、そういう姿に「なっています」ということを表現したかったものであり、次期プランの策定時には、将来に関することとして分かりやすい表現に工夫させていただきたいと思っております。

■内田会長

その他ありませんか。

それでは、オンラインで参加されている委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

最後に事務局から、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

■富県宮城推進室 平塚室長

参考資料5を御覧いただきたいと思っております。

令和5年度につきましては審議を予定している案件はございません。

また、令和6年度につきましては、先ほど説明がありました、次期「みやぎ観光戦略プラン」の策定と、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」と「水産業の振興に関する基本的な計画」の中間見直しについて、諮問させていただく予定となっております。

以上でございます。

■内田会長

委員の皆様から御質問はありますか。

その他として、ほかにありますか。

特に御質問がありませんので、これをもちまして、議事の一切を終了して、事務局にお返します。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

■富県宮城推進室 太田副参事

内田会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第52回宮城県産業振興審議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回の部会及び全体会の開催につきましては、後日改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。